

## 社会福祉法人 芳春会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳春会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬及び費用の額)

第2条 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- (1) 理事長については、業務に応じた報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) その他の非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第3条のとおり費用を弁償することができる。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、理事会、評議員会その他の会議への出席、または法人業務を行う場合、別表2のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則に準じる。

- 2 非常勤役員等に対する費用弁償費は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

### (法定控除)

第5条 報酬等の支払いに際しては、所得税法等法令に定められた額を控除する。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う、

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月21日より施行する。
- 2 平成13年6月1日制定の社会福祉法人芳春会役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1 (理事長の報酬)

役職	役員報酬額	年間上限
理事長	月額 200,000 円	2,400,000 円

別表2 (費用弁償)

理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償	10,000 円
監事が、監査を実施した場合の費用弁償	10,000 円